

## **平成 12 年度 包括外部監査の結果報告書（市税収入事務）の概要**

### **第 1 外部監査の概要**

#### **1 外部監査の種類**

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項に基づく包括外部監査

#### **2 選定した特定の事件（監査テーマ）**

##### **（1）外部監査の対象**

市税の収入事務の執行について

主な監査対象部局は次のとおりである。

- （1）財政局税務部税制課
- （2）財政局税務部資産税課
- （3）財政局税務部特別滞納整理室
- （4）青葉区総務部納税課
- （5）青葉区総務部市民税課
- （6）青葉区総務部固定資産税課
- （7）太白区総務部納税課
- （8）宮城野区総務部納税課

##### **（2）監査対象期間**

平成 11 年度（平成 11 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日まで）

#### **3 特定の事件（監査テーマ）を選定した理由**

仙台市財政の健全化のためには、歳出の見直しや適正配分など支出面での対策はもちろんのこと、必要な歳出を支える歳入の確保が重要な課題となる。平成 11 年度仙台市一般会計歳入決算額 4,489 億円の 42% を占め、主要な歳入項目である市税は 1,892 億円（前年度 1,917 億円）と 2 年連続の減収となり、収入率（調定額に対する収入額の割合）は 92.8%（前年度 93.5%）と 9 年連続で低下している。平成 8 年度に 12 政令指定都市中 5 位であった収入率は、以降毎年度順位を下げ平成 11 年度には 10 位にまで落ち込む結果となっている。よって、仙台市の「市税の収入事務の執行について」を監査テーマとして選定し、市税の賦課事務及び徴収事務の合規性（適法性と正当性）の検討に加えて、効率のかつ的確な徴収事務が行われているか、また遅滞なく滞納整理事務が行われているかに留意して監査を実施する必要を認めた。

## 4 監査の要点

### 賦課事務

- ・市税の調定事務に関する電算システムの整備・運用状況は適切か。
- ・管理帳票類の利用・整理保管状況は適切か。
- ・納税義務者、課税客体の捕捉は適切に行われているか。
- ・納税通知書等の送付は適切に行われているか。
- ・未申告及び過少申告に係る措置は適正に行われているか。
- ・非課税及び減免の処理は適正に行われているか。

### 徴収事務

- ・収入率の維持あるいは向上策は適切か。
- ・滞納整理組織の編成は適切か。
- ・徴収計画の策定及び計画と実績との点検は適切に行われているか。
- ・市税の収納事務に関する電算システムの整備・運用状況は適切か。
- ・管理帳票類の利用・整理保管状況は適切か。
- ・収納事務は適切に行われているか。
- ・督促手続は適切に行われているか。
- ・滞納整理事務は適切に行われているか。

## 5 外部監査の実施期間

平成 12 年 9 月 25 日から平成 13 年 3 月 22 日まで

## 第 2 外部監査の結果

### 1. 固定資産税

#### (1) 減免の承認手続

青葉区の固定資産税(家屋)の減免申請書を閲覧した結果、仙台市市税条例施行規則に規定されている減免と同様に青葉区総務部長決裁で承認されている規定外の特異なケースが 1 件あった。市税条例施行規則第 1 条の 2 の規定によれば区長に委任されていない減免(施行規則別表 1 から 3 までに規定する減免で、その範囲と割合について基準がないものに関する事)については、仙台市事務決裁規程に基づき、財政局税務部長決裁が必要である。条例や決裁規程に基づく承認手続に留意されたい。

### 2. 徴収事務

#### (1) 決裁前の滞納処分執行停止処理

「滞納整理要綱」(44 ページ)では、滞納処分の執行停止は、「滞納処分執行停止調書兼決定書」を作成したうえでその決裁に基づきオンライン入力を行うことになっている。

青葉区で納税課内での決裁前にオンライン入力により執行停止処理がなされているものが数件あった。このような事例の防止に留意されたい。

### 第3 結果報告書に添えて提出する意見の概要

#### 仙台市の収入率改善のために

##### 1. 数値目標の設定と責任の明確化

「平成12年度市税徴収方針」において平成12年度の収入率は現年度97.8%、滞納繰越20.1%、合計92.5%と決定されており、これらの目標収入率を組織目標として明確に位置づけ、目標収入率の達成に対して徴収職員は責任を負っていることを明確にすることが望まれる。また、単年度ごとの目標収入率のみでなく、中期的目標収入率を定め、当該中期的目標と整合的な各年度目標収入率を設定することが望まれる。具体的な中期的目標収入率として、例えば近年では最高の平成7年度現年度収入率98.2%などを検討する余地があると思われる。

##### 2. 単年度整理の徹底

滞納繰越率は平成8年度より上昇し続けており、平成11年度では135,695件と平成7年度の約1.5倍の件数が新規に滞納繰越となっている。滞納繰越件数が市の徴収処理能力を超える水準に達した場合、滞納繰越額は累積し減少に歯止めがかからないことになる。一般的に滞納繰越額は期間が経過するほど徴収は困難となり、滞納繰越額の増加を抑制し、減少させるためには単年度整理を徹底し新規滞納繰越額を減少させることが重要である。

##### 3. 滞納繰越整理の促進

滞納整理へのより早期の着手と迅速かつ適切な執行停止処分こそが滞納整理の原点であることが再認識されなければならない。「滞納整理要綱」の主旨の徹底をさらに推進することにより太白区のみならず他の徴収区においてもより一層の純滞納繰越額の削減が可能であると考えられる。

##### 4. 徴収体制の強化

###### (1) 特別滞納整理室の継続的設置

積極的かつ早期の滞納整理を担う部署として、また、滞納整理事務の実践的な指導的役割を担う部署として、これまでの成功要因を保持するとともに税務経験が豊富で専門的能力を有する人材を配置した上で、特別滞納整理室を中期的・継続的に設置されることが望まれる。

###### (2) 滞納整理事務の個人担任制から分業担任制へ

換価財産調査の対象が滞納金額の少額な階層に集中していることから、例えば、滞納事案を比較的少額な階層とそれ以外に区分し、前者は個人担任制を、後者については滞納整理業務に経験の深い職員を配置し、滞納者毎にそれぞれの手順に精通した職員による専任チームで行う分業担任制の導入を検討することが望ましいと考える。

このためには納税部門の人員増強、個人担任制の実効性向上のための管理者の育成、滞納整理事務の実践的な教育機関の設置などと併せて整備されるよう検討が必要と思慮する。

### **(3) 職務能力の明確化**

税務部門に配属される職員に要求される能力を具体的に明記した職務能力表を作成することにより、税務事務に必要なとされる能力を明らかにし、習得する能力開発に取り組むことが望まれる。

さらに **徴収事務に係わる人事異動上の配慮、 臨時の職員等の活用**を提言する。

### **(4) 教育訓練**

仙台市では本庁の体制を強化して徴収の専門組織化、人材育成機関としての役割を持たせ、徴収区との人事交流を積極的に行うという構想を検討中のようなのであるが、加えて徴収職員については職務能力表で要求される能力水準までその能力を向上させるため、長期的教育研修計画の立案と現場教育の重視、また、税務の専門的能力のみならずリーダーシップやコミュニケーション能力などの研修の実施に留意することが望まれる。

### **(5) 業績評価制度**

税務職員の適切な業績評価制度を設定することが望まれる。また、業績評価項目は被評価者に伝えられ、評価結果に関するカウンセリング制度を設けることが望まれる。

## **5. 収入率と徴収効率**

現在仙台市は収入率が年々悪化しており、収入率悪化に歯止めをかけさらに改善させるためには、一時的に徴収人員を増加させ集中的に滞納整理に当たることや情報機器の十分な設置など徴税予算の増加を流動的にとらえることにより収入率を改善する方策を検討する余地がある。収入率改善のためには固定資産税の収入率を重点的に改善する方策を検討することが望まれる。

## **その他の事項**

### **1. 情報の共有化による調査の連携強化**

仙台市として個人市民税や法人市民税の未申告者実態調査、固定資産税の実地調査等の情報を共有化し、内容によっては調査日程や担当者を調整し、区間や税目間での連携を図って調査を行うことが望まれる。

### **2. 納税貯蓄組合への補助金**

市役所及び各区役所内に納税貯蓄組合連合会の事務局を置き組合事務を代行していることの経済性及び納付事務補助金のあり方に対する批判から見直しについて検討の余地があると思われる。

### **3. 個人市民税**

#### **(1) 未申告者の実態調査(訪問調査)**

実態調査は未申告者の捕捉に大きな効果があるとは言いがたい状況である。本人と会える確率を高めるのであれば、在宅の確率が高い平日夜間、土曜日や日曜日などに訪問調査を行うとか、あるいは電話による督促なども検討する余地があると思われる。

#### **(2) 個人市民税の免税制度の運用**

生活保護担当課と税務担当課の相互連絡を密にし、生活保護受給者に対する適正な減免指導が望まれる。また、課税の公平性の観点から免税の判定基準は、納税者が容易に知る

ことが出来るように配慮すべきであり、「わたしたちの市税」などに記載することが望まれる。

#### **4．法人市民税**

##### **(1) 未申告法人の実態調査(青葉区役所)**

###### **未申告法人実態調査票**

実態調査方法・過程・結果を記載する定型フォーマットを作成・運用することにより、実態調査データを整理・蓄積・フォローアップに資するように改善することが望まれる。

###### **未申告法人リスト**

実態調査の実施の有無、実施状況、実施効果等を把握するため、法人市民税に係る未申告法人の実態調査結果について、要約・報告する体制を整備することが望まれる。

#### **5．固定資産税**

##### **(1) 非課税、減免の実地調査**

課税の公平性の観点から、前年以前より継続して用途による非課税又は減免が適用されている物件についても、網羅的かつ定期的に実地調査を実施することが必要である。

#### **6．徴収事務**

##### **(1) 「整理カード」の運用状況(青葉区役所)**

「整理カード」の記載方法について担当者研修を実施し決裁時の判断資料として利用可能な記載を行うことが望まれる。また、「整理カード」を一定の基準により都度決裁、定期決裁、不定期決裁とし、所属長はこの決裁区分に従い決裁を行い、その決裁にもとづき担当者に対する確な方針指導を行うことが望まれる。

##### **(2) 財務会計システムと税収納システムとの差額調整**

仙台市における財務会計の電算システムと税収納の電算システムはリンクしていない。手作業による差額集計・原因分析に要するコストと比較検討した上でシステム改修の要否を検討することが望まれる。

また、現行のシステムを継続使用する場合には、各区で実施状況にばらつきがみられる月例決算を統一的に実施するとともに、実施状況について税制課による指導・点検を実施することが望まれる。

以上